



平成23年11月9日

住宅用火災警報器設置対策連絡会の設置

－ 住宅用火災警報器未設置住宅への設置促進対策を検討していきます －

本日、東京都の各消防本部で構成される東京都消防長会において、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）未設置住宅への設置促進対策等について、消防本部間での情報交換や検討を行うことを目的として、東京都消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会（以下「連絡会」という。）が設置されました。

東京消防庁管内においては、本年6月に実施した「消防に関する世論調査」で約8割の住宅に住警器が設置されていることが確認されています。

残された2割の未設置住宅に対しては、奏功事例や設置効果分析を活用した設置促進の継続が、また、先日新宿区の共同住宅における火災において、死傷者が多数発生したことを踏まえ、共同住宅に対する設置対策を推進していく必要があることから、防災部、予防部及び各消防方面本部から委員を参画させ、効果的な設置促進方策を検討していきます。

東京都消防長会住宅用火災警報器設置対策連絡会の概要

1 構成消防本部

東京消防庁 稲城市消防本部 大島町消防本部 三宅村消防本部 八丈町消防本部

2 座長

東京消防庁 防災部長

3 事務局

東京消防庁 防災部防災安全課

4 検討内容

- (1) 住警器設置推進に係る各消防本部の取組に関すること。
- (2) 住警器設置及び維持管理対策に関すること。
- (3) 住警器の奏功事例の活用方策に関すること。
- (4) その他住警器の設置対策に関すること。

5 第一回連絡会の開催

平成23年11月下旬

問合せ先

東京消防庁(代) 電話3212-2111
防災安全課防災安全係 内線4195
広報課報道係 内線2345~2349